

愛媛災害復旧工事等労働災害防止特別対策点検表 (回目)

平成 年 月 日

労災保険番号	- - - -	発注者名		請負金額	百万円
元方事業場名		工事現場名			
現場所在地	連絡先 TEL (- -)	工期	. . ~ . .		
工事概要		現場作業員数	人 (最盛期 年 月頃 人)		

○災害復旧工事を行う元方事業者は、作業開始後に以下の項目を点検（下請事業場を含む）し、点検結果欄等に記載のうえ、改善が必要な事項について必要な改善を行ってください。
 初回点検後、一定期間後に再点検を行う等、適宜点検表を活用し点検を実施して下さい。
 ○記載した点検表（初回分のみ）は、現場を所轄する労働基準監督署に提出（FAX、郵送等）をお願いいたします。

点検結果欄記載事項 : 出来ている : 一部出来ていない × : 出来ていない
 【マークを記載】 / : 該当作業等無し : 現時点で作業等はないが、今後予定あり

番号	点 検 事 項 (必要に応じ、下請事業者及び作業員からの聞き取りを行ってください。)	点検結果
----	---	------

1 届出（安全衛生関係）

	共同企業体代表者届、特定元方事業開始報告等法定の作業開始時の届出の実施	
	10m以上の地山掘削等の計画の届出、足場や型枠支保工等の設置届等工事に係る法定の届出等の実施	

2 安全管理等（下請を含む（以下同じ））

	法定の職長教育を受けた職長による現場の指揮監督等の実施	
	職長に対する定期（おおむね5年ごと）の能力向上教育に準じた教育の実施	
	地山の掘削等法定の作業おける技能講習を修了した作業主任者の選任、直接指揮等の職務実施、氏名・職務の周知	
	移動式クレーンの運転、車両系建設機械の運転、玉掛け作業等、作業に必要な免許、技能講習、特別教育の修了者による作業の実施 資格の把握 資格証携帯	
	停電作業等の監視人、建設機械等の転倒、接触の危険防止のための誘導者等法定の人員の配置、職務の実施	
	ダンプ、不整地運搬車、建設機械等を使用する作業等法定の作業に係る作業計画の作成、作業指揮者選任及び計画に基づく作業指示の実施	
	法定の建設機械近接、吊荷の下方等の「立入禁止」箇所及び型枠支保工設置解体場所等「関係者以外立入禁止」箇所の設定 表示による周知	
	必要な保護具（保護帽、墜落制止用器具、防じんマスク等）及び適切な服装、装備の着用 保護具使用状況の監視の実施	
	作業員に対する雇入れ時、新規入場時、作業変更時の安全衛生教育の実施	

3 安全管理活動

	作業前ミーティング、KY活動、4S活動等の安全管理活動の実施 欄記入	
	全ての請負人が参加する災害防止協議会の定期的開催	

4 建設機械等関係(移動式クレーン、運搬機械等を含む)

【関連する 2- 、 2- 、 2- 、 2- を再点検】

	建設機械等の転落・転倒防止のための路肩、路面の整備、沈下防止措置等の実施	
	クレーンの過巻防止装置、外れ止め等の安全装置の有効な使用、保持	
	バケットでの荷のつり上げ等の用途外使用の禁止	

5 地山の崩壊関係

【関連する 1- 、 2- 、 2- 、 2- を再点検】

	地質等の状況に応じた法定以下の掘削面の勾配の確保	
	着工前の地山の亀裂、湧水、地層の状況等の十分な調査の実施 結果による作業計画の作成及び変更 作業計画に基づく作業の実施	
	点検者によるその日の作業開始前、大雨、地震後の掘削箇所及び周辺の点検	
	土砂崩壊のおそれを予知した事前の土止め支保工の設置等土砂崩壊防止措置の実施	

6 土石流災害関係(対象：土石流危険河川で施工する工事)

	上流の河川の形状、周辺崩壊地の状況等の調査の実施 警戒降雨量基準、作業中止降雨量基準等の設定、(危険予知時は、上流状況の監視の実施)	
	土石流発生時の警報用設備及び避難用設備の設置・点検の実施 対応の周知	

7 墜落・転落災害関係【関連する 1- 、 2- 、 2- 、 2- 、 2- 、 2- を再点検】

	高所作業を行う際の法定の構造の足場の設置 作業前、悪天候時等の点検、記録	
	足場設置が困難な場所での作業時の墜落制止用器具(安全带)の取付け設備の設置、使用の徹底 取付け設備のゆるみ等の点検	
	昇降設備の設置(高さ等 1.5m以上) 安全な通路等の表示、使用の徹底	
	はしごの結束等による固定 脚立の安全な使用方法の徹底	

8 その他

	転倒災害防止のための作業現場内の整理・整頓の実施	
	熱中症防止対策「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施(4月~9月)	
	粉じん発生作業における適切な呼吸用保護具の着用の徹底	
	工事現場へ移動時等の自動車運転者に対する交通事故防止教育等の実施	
	緊急時の緊急連絡体制の確立、当該体制の周知 避難方法等の周知の実施	

この点検表は特に確認すべきポイントを示したもので、関係法令を網羅したものではありません。また、点検表の提出は、法令等で義務付けられているものではありません。この点検表の記載のみにより法違反の是正を勧告することは有りません。

実施する対策・コメント等 (KY活動、ヒヤリ・ハット活動、安全提案制度、安全当番制度、安全パトロール、TBM、4S活動等自主的な安全活動内容を記載してください。)

